

平成30年度 事業報告

I 商品先物取引業界の動向及び本会の動静

平成30年度（2018年度）における商品先物取引業界及び本会の特徴的な出来事を以下に掲げる。

1. 商品先物取引の動向

(1) 本年度の国内商品取引所の総出来高（オプション取引を除く。）は2,127万6,064枚で、昨年度（2,565万9,222枚）に比べ17.1%減少した。

市場別でみると、貴金属市場は1,394万3,700枚で昨年度（1,725万4258枚）に比べ19.2%減少し、石油市場は509万8,287枚で昨年度（587万4,705枚）に比べ13.2%減少した。

(2) 本年度の店頭取引の商品CFD取引（以下「店頭商品CFD取引」という。）の取引件数は2億8,280万6,390件（昨年度1億5,697万6,517件）、取引金額は8兆865億1,800万円（4兆5,419億4,300万円）であった。

(3) 4月、主務省は、平成18年度から毎年行なわれ今回で12回目となった「商品先物取引に関する委託者等の実態調査」について、平成29年度の報告書を公表した。

(4) 10月9日、東京商品取引所は、ゴム市場にTSR（技術的格付ゴム）を追加上場した。

(5) 10月15日、大阪堂島商品取引所は、ザラバ取引システムの稼働を開始した。

(6) 10月22日、大阪堂島商品取引所は、「秋田こまち」を上場した。

(7) 3月22日、主務省は、マネー・ローンダリングやテロ資金供与対策の実効的な体制整備を図る観点から、商品先物取引業者等の監督の基本的な指針について所要の改正を行うとともに、商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインを制定することとし、それぞれの案に関するパブリックコメントの募集を開始した。

(8) 3月27日、東京商品取引所は、電力先物取引の試験上場に係る業務規程等の変更認可を主務省に申請した。

2. 総合取引所

3月28日、東京商品取引所と日本取引所グループは、経営統合の実現を目指すことについて基本合意することを取締役会で決議し、基本合意書を締結した。経営統合後の体制については、①おおむね2020年度頃の可能な限り早期に、東京商品取引所から大阪取引所に貴金属市場、ゴム市場及び農産物・砂糖市場の全ての上場商品構成品を移管すること、②石油市場及び中京石油市場の上場商品構成品は当面移管しないこと、③電力・LNGは東京商品取引所の市場において上場を目指すこと、④東京商品取引所の子会社である日本商品清算機構を、日本取引所グループの子会社である日本証券クリアリング機構に統合させることとされた。

この基本合意までの総合取引所に関連する主な出来事は次のとおりである。

- (1) 6月4日、第34回規制改革推進会議（議長：大田弘子政策研究大学院大学教授）において、5月18日の第32回会合での「エネルギー分野の規制改革に関する意見書」を踏まえ、「規制改革推進に関する第3次答申～来るべき新時代へ～」が取りまとめられた。
- (2) 6月15日、規制改革推進会議の第3次答申を受け、閣議決定された「未来投資戦略2018」及び「規制改革実施計画2018」において、総合取引所についての記述がなされた。
- (3) 10月12日、第37回会合において、「第四次産業革命のイノベーション・革新的ビジネスを促す規制・制度の改革」の中で、「総合取引所の実現」として「証券・金融分野と商品分野を一体的に取り扱う総合取引所の実現に向け緊急に取り組む」とされ、本会議で取り扱うこととなった。
- (4) 10月23日、東京商品取引所と日本取引所グループは、総合取引所にかかる研究・検討に関して、具体的な協議に入るための前提となる秘密保持契約を締結した。
- (5) 11月8日、第39回規制改革推進会議において、わが国の経済規模や金融資本市場の規模に見合った商品市場を形成していくためにも、一刻も早く総合取引所を実現させるべきであるとの認識に基づき、総合取引所を実現させるために関係者で協議し、具体策を取りまとめるべき事項を示した「総合取引所を実現するための提言」が出された。
- (6) 11月19日、第40回会合において、「規制改革推進に関する第4次答申」が出された。この答申の「総合取引所の実現」の＜実施事項＞の中で、「総合取引所をおおむね2020年度頃の可能な限り早期に実現できるよう、今年度末を目途に目指す方向性について結論を得るべく、金融庁、経済産業省等において、関係者との協議を行う。」とされた。

3. 本会の動静

本年度に取り組んだ主な事業の特徴的な事柄は次のとおりである。

(1) 自主規制に係る事業

内部管理責任者制度について、内部管理責任者及び営業責任者の資格要件である内部管理責任者等研修（内部管理責任者等資格者に対するフォローアップを含む。）を3回（東京2回、大阪1回）、内部管理総括責任者等研修を2回（いずれも東京）開催したほか、同制度の定着を図る観点からその取組状況に関するモニタリング（監査）を会員8社に対して実施した。

また、商品先物取引業務の適正化に向け、自主規制規則に基づき会員に対して指導を、会員から届出のあった違反等行為を行った役員使用人等に対して処分を行った。

さらに、令和元年秋に予定されるFATF（金融活動作業部会）の第4次対日相互審査を踏まえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のための体制整備の一環として、新たに会員が遵守すべき基本的な事項を定める「反社会的勢力の排除に関する規則」を制定した。また、併せて、顧客の反社会的勢力への該当性に係る照会制度を創設するため、照会制度の運用について定める「反社会的勢力照会制度の利用規約」を制定するとともに、3月19日に全国暴力追放運動推進センターに入会し、平成31年4月1日から本制度の運用を開始した。

(2) 苦情・紛争等の解決に係る事業

苦情処理及び紛争仲介に取り組むとともに、顧客等とのトラブルの未然防止に役立つ情報の発信に努めた。

(3) 外務員登録・資格試験等に係る事業

主務大臣から委任されている外務員の登録に係る事業では、新規登録、登録更新、登録抹消を行うとともに、外務員登録資格試験及び登録更新講習を実施した。

また、外務員登録資格試験について、学習方法の支援や資格試験の出題について検討を行った。

また、財政については、厳しい業界情勢が続く中、各種事業を効率的に行うよう努めた結果、本年度決算における事業活動支出は2億6,642万円余りとなり、当初収支予算（約3億1,479万円）から約4,837万円、3月13日に決定した変更収支予算（2億7,810万円）から約1,168万円削減し、次期へ約5,684万円繰越すこととなった。

4. 会長の交代

平成16年6月に会長に選任され、その後7期14年にわたり会長を務めた荒井史男前会長が6月18日に退任し、新たに山崎恒氏が第27回通常総会（6月13日開催）で理事に選任され、同月19日の役付理事互選会で新しい会長として互選された。

II 事業計画、会費・予算及び協会運営等

1. 本年度の事業計画

本年度は、会員のコンプライアンス水準のさらなる向上を目指す重要な時期にあることに鑑み、会員各社の内部管理体制の実効性ある運用を確保するため、本会の業務監査と日本商品委託者保護基金の財務監査を一体化した共同監査の早期実現を含め、①会員のコンプライアンス水準の更なる向上取組を支援するための自主規制機能の強化、②会員が行う商品先物取引業務の側面支援、③効率的な協会運営、財政の安定を基本方針に事業計画を作成し、第 31 回臨時総会（平成 30 年 3 月 14 日開催）において決定した。

事業計画は次のとおり。

1. 自主規制に係る事業

(1) 会員の適正な商品先物取引業務の確保

- ① 内部管理体制と運用状況に関するモニタリング（監査）の着実な実施
- ② 勧誘段階のみならず、委託者保護の観点から取引段階におけるコンプライアンス水準の向上支援
- ③ 内部管理責任者等資格研修、内部管理総括責任者等研修の充実
- ④ 内部管理責任者等資格者に対するフォローアップセミナーの開催
- ⑤ 不招請勧誘禁止の例外に対応した適正な商品先物取引業務の確保
- ⑥ 監査結果や苦情、紛争の発生状況等に応じた助言や指導
- ⑦ 違反等行為を行った会員に対する制裁及び役員使用人等に対する処分等の実施

(2) 商品先物取引業務に係る自主規制ルールを整備

- ① 自主規制ルールの整備
- ② 自主規制ルールの周知及び関係諸規則の遵守の徹底

(3) 会員の監査

- ① 会員の商品先物取引業務及び財務等に関する監査の実施
- ② インターネット取引に関する社内監査の支援
- ③ 社内監査の結果に関する調査、フォローアップの実施
- ④ 日本商品委託者保護基金との共同監査に係る体制整備
- ⑤ 会員の経理に関する調査の実施

(4) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営

(5) 個人顧客を対象とした商品先物取引業務を行っている会員の企業情報の開示

2. 苦情・紛争等の解決に係る事業

- (1) 顧客等からの相談等への適切な対応
- (2) 顧客等からの苦情の迅速な解決
- (3) 紛争の解決のためのあっせん・調停の円滑な運営
 - ① 紛争仲介業務の迅速な実施

- ② 利用者の声を活かした円滑な紛争仲介業務の実施
- ③ 紛争仲介業務の質の向上に向けた取組み
- (4) 苦情処理・紛争仲介業務の支援システムの改修に関する調査
- (5) 苦情・紛争等内容の調査、分析及びその情報提供
- (6) 投資家向けの商品先物取引の仕組み等に関する情報提供
- (7) 消費者相談機関等との情報交換

3. 外務員登録・資格試験・研修等に係る事業

- (1) 外務員登録の的確な運営、実施
- (2) 外務員資格試験の適正な運営、実施
 - ① 学習方法の支援及び試験内容のあり方等の検討
 - ② テキストの改訂
- (3) 登録更新講習の的確な運営、実施
 - ① 講習内容（コンテンツ）の見直し
- (4) 外務員等の資質向上策等の検討、実施
 - ① 外務員等に対するセミナー等の充実
 - ② 外務員等の教育用教材の制作

4. 広報等に係る事業

- (1) 協会ウェブサイト（ホームページ）のコンテンツの充実、強化
- (2) ロゴマークの活用やパンフレットによる協会の周知
- (3) 協会事業等に係る情報提供
 - ① 商品デリバティブ取引に係る統計の作成
 - ② 会員に対する商品先物取引業務に関する各種情報の提供
 - ③ 社会的信頼性向上のための協会自主規制活動の広報
 - ④ 消費者相談機関等への情報提供
 - ⑤ マスコミ報道機関等への情報提供

2. 会費及び予算

(1) 会費体系、会費の額

会費体系については、「入会金及び会費の額並びにその支払方法について」（平成23年6月15日施行、以下「会費の支払い方法について」という。）に基づいて、会費は定額会費及び比例会費をもって構成することとした。

会費の額については、平成29年度は当年度限りの措置として定額会費を140,000千円から6,000千円減額したが、平成30年度は従来どおり定額会費を140,000千円、比例会費を150,000千円とし、会費額の算出条件は次のとおりとした。

【算出の基礎となる条件】

- ・本年度の会員数の見込み 44社
- ・会費必要額 2.9億円
- ・定額会費と比例会費の配分

定額会費対象額1.4億円、比例会費対象額1.5億円

【各会員の会費（年額）】

- ・定額会費 3,181,800円（1.4億円÷44社 百円未満切り捨て）
- ・比例会費（計算式は下のとおり ※1）

一会員の商品先物取引業に係る営業収益の金額 (※2、※3)	×	比例会費対象額
全会員の商品先物取引業に係る営業収益の合計額 (25,679,972千円 ※3)		(1.5億円)

※1 端数処理の方法は「会費の支払い方法について」に記載。

※2 営業収益の額が「マイナス」の場合は「0」。

※3 ①各会員からの平成29年1月から12月の営業収益の報告額をもとに算出。（年の途中から事業を開始した会員は、事業を行った月の営業収益の月平均額を12倍にした額で算出。）
②営業収益の合計額は、下記「(2)比例会費の修正について」により修正を行った後（修正前の営業収益の合計額は、24,796,385千円）の金額である。

(2) 比例会費の修正について

比例会費は各会員から報告を受けた商品先物取引業に係る営業収益の金額（以下「営業収益の金額」という。）に基づき、上記(1)のとおり算出し、第31回臨時総会（平成30年3月14日開催）において平成30年度の会費額が決定された。その後、比例会費の算定根拠である平成29年の営業収益の金額について、会員1社より修正の報告があった。

これにより、全会員の営業収益の金額の合計額が24,796,385千円から25,679,972千円に変更されたため、この変更された合計額に基づき再計算を行い、当初決定していた比例会費に対する差額の調整を行うこと、また、差額の調整を10月以降の会費請求時に行うことについて、第155回理事会（7月27日開催）において報告し、実施した。

(3) 当初収支予算

当初収支予算は、会費総額を290,000千円、手数料収入等8,130千円として、収支同額の357,511千円（前年当初予算333,255千円）とした。

(4) 変更収支予算

本年度中の収支見込みに変更が生じたため、変更予算を作成した。これは次年度の会費必要額を決定するうえで必要となる繰越金額の算出も行う仮決算的なものでもある。第81回総務委員会（2月8日開催）で検討を行い、第160回理事会（2月20日開催）の審議を経て、第32回臨時総会（3月13日開催）において承認された。

① 収入

新規入会が2社あったことによる入会金の増収や、外務員の登録料収入が当初の収入見込みを上回ったものの、年度当初に1社の脱退があったことにより会費収入が減額となっ

た。これにより、変更収支予算は2,639千円の減収となり、当初収支予算の事業活動収入合計の298,130千円から295,491千円となった。

② 支出

予算の執行にあたっては、例年どおり年度当初から各事業の実施方法をきめ細かく検討し、効率的な事業を実施することにより事業費及び管理費とも最大限の削減に努め、事業費支出と管理費支出の合計である事業活動支出計は、当初収支予算314,793千円のところ、変更収支予算では278,104千円となり36,689千円の削減とした。

また、今後の総合取引所構想に対応した協会運営の検討と、協会の安定的な運営のために運営準備積立資産へ25,000千円、次期のシステム更新に対応するための費用としてシステム更新等準備積立資産へ20,000千円の積み増しを行った。

③ 次期繰越収支差額

以上の結果、変更収支予算における当期収支差額は34,199千円のマイナスとなったが、平成29年度からの繰越収支差額79,912千円を加味すると、次期繰越収支差額は45,713千円となった。

3. 協会運営

(1) 団体組織問題検討委員会の提言を受けての対応

日本商品先物振興協会（以下「先物協会」という。）の「団体組織問題検討委員会」が平成29年11月15日に取りまとめた提言に基づき、関係3団体である本会、先物協会と日本商品委託者保護基金（以下「保護基金」という。）の運営の効率化と経費削減を図るため、次のとおり対応した。

- ① 事務所賃料の縮減のため、4月16日から先物協会と、7月23日から保護基金との事務所の共同利用を開始した。
- ② 運営の効率化のため、4月1日に先物協会から職員の兼務出向を受け入れ、7月から保護基金と会員に対する同時監査を開始した。

(2) 会員の合併、事業譲渡に伴う翌事業年度の比例会費の取扱いについて

近時、合併や事業譲渡等が多く見られるようになってきている状況を踏まえ、合併や事業譲渡等に伴う翌事業年度の比例会費の取扱いに関し、「営業収益の金額」を算定するに当たっては、合併で消滅する、又は事業を譲り渡す会員の当年の営業収益の金額の2分の1を、合併で存続する、又は事業を譲り受ける会員の当年の営業収益に加算する取扱いについて、第78回総務委員会（5月15日開催）に諮り、第153回理事会（5月23日開催）で決議し、第27回通常総会（6月13日開催）において報告した。

(3) 「入会金及び会費の額並びにその支払い方法について」の改正

会費等の取扱いは、総会決議である「入会金及び会費の額並びにその支払い方法について」

において運用を定めているところ、第108回理事会決議「会員の合併、事業譲渡等に伴う会費の取扱いについて」（平成24年7月25日）に加え、上記3.(2)のとおり、第153回理事会決議「会員の合併、事業譲渡に伴う比例会費の取扱いについて」により詳細な運用のルールを定めていることから、これらを一本化して会員に分かりやすいよう総会決議を改正することとし、第80回総務員会（1月21日開催）及び第81回総務委員会（2月8日開催）に諮り、第159回理事会（2月20日開催）の審議を経て、第32回臨時総会（3月13日開催）において承認された。

(4) 「経理処理規則」の一部改正

平成28年度の税制改正において見直された法人の減価償却制度について、本年4月16日から先物協会と、7月23日から保護基金との事務所の共同利用を開始したことにより、新規に減価償却資産を取得したことから、本会の経理処理規則において該当する箇所を改正し、2月13日から施行した（ただし、改正した箇所については、平成30年4月1日以後開始する会計年度より適用する。）。また、この改正内容について、第160回理事会（2月20日開催）において報告した。

4. 役員・委員会委員の異動

(1) 役員の改選

本年度は役員の改選期であった。諸規則に則って改選が行われ、第27回通常総会（6月13日開催）において理事14名（会員理事4名、会員外理事10名）及び監事3名（会員監事1名、会員外監事2名）が選任された。

また、6月19日に書面にて開催された役付理事互選会において、理事のうちから、会長（山崎 恒理事）、副会長（二家勝明理事、小川 潔理事）、専務理事（井上 明理事）を互選した。

通常総会に諮られるまでの選考経過は次のとおりである。

① 会員役員

第152回理事会（平成30年2月21日開催）において、次期会員役員の選任方法は「選挙」ではなく、会員役員候補者の選定を行う選考委員が選定した指名候補者を承認する方法とするよう臨時総会に提案することとなり、第31回臨時総会（同年3月14日開催）において原案どおり承認された。

また、選考委員の人選については、会長が同臨時総会に9名を提案し、原案どおり承認された。

選考委員会は5月15日、委員8名の出席の下に開催され、役員選任規程に定められた基準に従って選考が行われ、役員候補者を選定した。

② 会員外役員

会員外役員については、役員選任規程に基づき、会長が役員候補者を選定した。

(2) 役員の変動

本年度の役員の変動は次のとおりであった。

① 理事及び監事の変動

役員区分	氏名	会員名	事由	年月日
理事	荒井史男	会員外	退任	H30. 6. 18
理事	兼松政司	(株)三菱UFJ銀行	退任	H30. 6. 18
理事	天坂春敏	会員外	再任	H30. 6. 19
理事	稲垣隆一	会員外	再任	H30. 6. 19
理事	井上明	会員外	再任	H30. 6. 19
理事	宇佐美洋	会員外	再任	H30. 6. 19
理事	岡地和道	岡地(株)	再任	H30. 6. 19
理事	小川潔	会員外	再任	H30. 6. 19
理事	河内隆史	会員外	再任	H30. 6. 19
理事	多々良實夫	豊商事(株)	再任	H30. 6. 19
理事	濱田隆道	会員外	再任	H30. 6. 19
理事	藤崎一彦	(株)みずほ銀行	新任	H30. 6. 19
理事	二家勝明	日産証券(株)	再任	H30. 6. 19
理事	升田純	会員外	再任	H30. 6. 19
理事	三村光代	会員外	再任	H30. 6. 19
理事	山崎恒	会員外	新任	H30. 6. 19
監事	木下恵嗣	会員外	再任	H30. 6. 19
監事	中島義則	会員外	再任	H30. 6. 19
監事	細金英光	(株)フジトミ	再任	H30. 6. 19

② 役付理事の変動

役員区分	氏名	会員名	事由	年月日
会長	荒井史男	会員外	退任	H30. 6. 18
会長	山崎恒	会員外	新任	H30. 6. 19
副会長	二家勝明	日産証券(株)	再任	H30. 6. 19
副会長	小川潔	会員外	再任	H30. 6. 19
専務理事	井上明	会員外	再任	H30. 6. 19

(3) 委員会委員の異動

本年度の委員会委員の異動は次のとおりであった。

なお、常設委員会（自主規制委員会、総務委員会）、規律委員会及び綱紀委員会は任期満了（常設委員会及び規律委員会は7月26日、綱紀委員会は9月25日）に伴い、第155回理事会（7月27日開催）においていずれも改選が行われた。

委員会名	氏名	事由	年月日	
自主規制委員会	委員長	荒井史男	辞任	H30. 6. 18
	委員	久保田 彰	辞任	H30. 6. 18
	委員長	山崎 恒	新任	H30. 6. 27
	委員	皆川高志	新任	H30. 6. 27
	委員	増田潤治	退任	H30. 7. 27
	委員長	山崎 恒	再任	H30. 7. 27
	副委員長	升田 純	再任	H30. 7. 27
	委員	稲垣隆一	再任	H30. 7. 27
	委員	井上 明	再任	H30. 7. 27
	委員	尾崎安央	再任	H30. 7. 27
	委員	河島 毅	再任	H30. 7. 27
	委員	河内隆史	再任	H30. 7. 27
	委員	近藤益生	再任	H30. 7. 27
	委員	齋藤英雄	新任	H30. 7. 27
	委員	佐川 浩	再任	H30. 7. 27
	委員	畑中鐵丸	再任	H30. 7. 27
	委員	皆川高志	再任	H30. 7. 27
	委員	三村明彦	再任	H30. 7. 27
	委員	皆川高志	辞任	H30. 11. 22
	委員	渡邊 謙	新任	H30. 12. 03
総務委員会	委員	山下篤志	辞任	H30. 6. 18
	委員	皆川高志	新任	H30. 6. 27
	委員	古田省三	退任	H30. 7. 27
	委員長	二家勝明	再任	H30. 7. 27
	副委員長	多々良 實夫	再任	H30. 7. 27
	委員	岡地和道	再任	H30. 7. 27
	委員	岡本安明	再任	H30. 7. 27
	委員	木下恵嗣	再任	H30. 7. 27
	委員	釧持宏昭	再任	H30. 7. 27
	委員	杉本卓士	新任	H30. 7. 27
	委員	中島義則	再任	H30. 7. 27
	委員	細金英光	再任	H30. 7. 27
	委員	皆川高志	再任	H30. 7. 27
	委員	三村光代	再任	H30. 7. 27
	委員	依田年晃	再任	H30. 7. 27
	委員	皆川高志	辞任	H30. 11. 22
委員	渡邊 謙	新任	H30. 12. 03	
規律委員会	委員長	荒井史男	辞任	H30. 6. 18
	委員長	山崎 恒	新任	H30. 6. 27
	委員長	山崎 恒	再任	H30. 7. 27
	副委員長	升田 純	再任	H30. 7. 27
	副委員長	二家勝明	再任	H30. 7. 27
	委員	稲垣隆一	再任	H30. 7. 27
	委員	岡地和道	再任	H30. 7. 27

委 員 会 名	氏 名	事 由	年 月 日	
	委 員	多々良 實夫	再 任	H30. 7. 27
	委 員	中 島 義 則	再 任	H30. 7. 27
	委 員	濱 田 隆 道	再 任	H30. 7. 27
綱 紀 委 員 会	委 員 長	天 坂 春 敏	再 任	H30. 9. 26
	委 員	稲 垣 隆 一	再 任	H30. 9. 26
	委 員	岡 地 和 道	新 任	H30. 9. 26
	委 員	小 川 潔	再 任	H30. 9. 26
	委 員	小宮山 澄枝	再 任	H30. 9. 26
	委 員	高 木 賢	再 任	H30. 9. 26
	委 員	多々良 實夫	再 任	H30. 9. 26
	委 員	二 家 勝 明	再 任	H30. 9. 26
	委 員	細 金 英 光	再 任	H30. 9. 26
	委 員	山 崎 宏 征	再 任	H30. 9. 26
	委 員	吉 野 高	再 任	H30. 9. 26
	委 員	依 田 年 晃	再 任	H30. 9. 26

Ⅲ 業務の実施状況

1. 自主規制に係る事業

自主規制に係る事業については、内部管理責任者制度の運用、違反等行為を行った役員使用人等に対する処分、「反社会的勢力の排除に関する規則」の制定並びに反社会的勢力照会制度の創設及び「反社会的勢力照会制度の利用規約」の制定、会員に対する指導や内部管理責任者制度の取組状況に係るモニタリング（監査）、会員の企業情報の開示等の事業を行ったほか、商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について（有価証券報告書の標準様式）の一部改正を行った。

(1) 内部管理責任者制度の運用

会員の内部管理責任者等に関する規則に基づき、内部管理責任者等研修及び内部管理総括責任者等研修を次のとおり実施した。

① 平成30年度内部管理責任者等研修の実施状況

内部管理責任者等研修は、内部管理責任者及び営業責任者が登録外務員に対する指導等を職務とするとの観点から、実践的な知識の習得を目的とする内容とし、東京、大阪の2地区において合計3回開催し、会員28社83名が受講した。

なお、効果測定の結果、受講者全員（既資格取得者を除く。）が受講を修了し、内部管理責任者又は営業責任者の資格が付与された。

また、既に本研修を受講、修了している内部管理責任者又は営業責任者に対するフォローアップとして、本年度より希望者は本研修を受講できるようにし、会員8社15名が受講した。

[平成30年度内部管理責任者等研修の開催日等]

開催日	地区	開催会場	受講社数／受講者数	修了証書発行社数／修了者数
1 8月31日(金)	東京①	㈱東京商品取引所 セミナールーム	23社／43名	19社／32名
2 11月10日(土)	東京②	㈱東京商品取引所 セミナールーム	11社／19名	10社／16名
3 2月28日(木)	大阪①	大阪堂島商品取引 所6階大会議室	10社／21名	10社／20名
2地区3回開催			28社／83名	25社／68名

[平成30年度内部管理責任者等研修の内容等]

内 容	担 当
第一部 内部管理責任者制度における内部管理責任者及び営業責任者の役割について（40分）	事務局
第二部 内部統制システムの検証及び改善について（90分）	川戸淳一郎法律事務所 弁護士 川戸 淳一郎 氏

内 容	担 当
効果測定／レポート作成 (30分)	事 務 局

② 平成30年度内部管理総括責任者等研修の実施状況

内部管理総括責任者等研修は、内部管理責任者及び営業責任者を総括・管理するとの観点から、リスクマネジメントを含めた実践的な知識の習得を目的とする内容とし、9月28日及び12月8日に東京地区において開催し、第1回は内部管理総括責任者35名（うち代理出席6名）、会員の内部管理責任者等に関する規則第13条第2項に規定する会員の内部管理責任者等12社19名が、また第2回は内部管理総括責任者13名（うち代理出席2名）、内部管理責任者等12社24名が受講した。

[平成30年度内部管理総括責任者等研修の開催日等]

開催日	開催会場	内部管理総括責任者 受講社数／受講者数 (うち代理受講者)	内部管理責任者及び 営業責任者 受講社数／受講者数	受講者数
1 9月28日(金)	㈱東京商品取引所 セミナールーム	※36社／35名(6名)	12社／19名	54名
2 12月8日(土)	㈱東京商品取引所 セミナールーム	13社／13名(2名)	12社／24名	37名
1地区2回開催				91名

※1名が2社の内部管理総括責任者を兼ねているため、受講社数と受講者数が一致しない。

[平成30年度内部管理総括責任者等研修の内容等]

内 容	担 当
第一部 内部管理責任者制度における内部管理総括責任者の役割について (30分)	事 務 局
第二部 内部統制システムの検証及び改善について (120分)	川戸淳一郎法律事務所 弁護士 川戸 淳一郎 氏
「アンケート」実施 (10分)	事 務 局

③ 経営者向けコンプライアンスセミナーの開催

会員のコンプライアンス水準の向上を目的に、経営者向けにコンプライアンスセミナーを開催した。第1回は7月5日に第一部として平成30年度の事業説明を行うとともに、第二部では経済産業省 商務情報政策局 商務・サービスグループ 商取引監督課 課長 正田聡氏による商品先物取引業者等に対する検査、行政処分等をテーマに、第2回は1月24日に市民総合法律事務所 武井共夫弁護士による商品デリバティブ取引の諸問題をテーマにセミナーを実施した（第1回：32社52名、第2回：21社32名）。

[経営者向けコンプライアンスセミナーの開催日等]

開催日	開催会場	内 容	担当者
7月 5日(木)	(株)東京商品取引所 セミナールーム	第一部 平成30年度の事業について	事 務 局
		第二部 商品先物取引業者等に対する 検査、行政処分等について	経済産業省 商取引監督課 課長 正田 聡 氏
1月24日(木)	(株)東京商品取引所 セミナールーム	商品デリバティブ取引の諸問題について	市民総合法律事務所 弁護士 武井 共夫 氏

(2) 商品先物取引業務に関する規則第19条に基づく指導等

「商品先物取引業務に関する規則第19条に基づく措置について」に基づき、相談センターで受け付けた未取引の苦情1件について、会員1社に対して報告を求め、その内容を精査した結果、当該会員の商品先物取引業務の適正な運営を確保し、又は顧客を保護するために同条第1項に定める措置を講じることが適当と認められたため、書面により社内規則の変更に関する勧告及び社内規則の遵守に関する指導を行った。

また、昨年度に報告を求めた会員1社について、本年度に書面により注意喚起を行った。

(3) 会員の役員使用人等に対する指導、勧告、処分の実施状況

役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則に基づき、綱紀委員会において審議し、以下の処分を行った。

- ・ 10月25日、1名に対して商先法第204条第1項第2号の規定に基づく登録外務員の職務停止
 - ・ 3月26日、5名に対して商先法第204条第1項第2号の規定に基づく登録外務員の職務停止
- その際、この6名について、処分を受けた役員使用人等の役職名、処分の内容、処分した理由、在籍会員名等を、それぞれ他の会員に周知するとともに、本会事務所において10営業日の間公示し、本会Webサイトにおいて処分の内容に応じ6か月間もしくは1年間掲載した。

(4) 自主規制ルールの整備

① 商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について（有価証券報告書の標準様式）の一部改正

企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴い、有価証券報告書の記載項目及びその内容に変更があった。

これに対応するため、株式公開会社である会員が作成する有価証券報告書の標準様式である「商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について」について、対象会員の有価証券報告書の作成責任者の意見を踏まえて所要の見直しを行い、第72回自主規制委員会（5月9日書面開催）の審議を経て、第153回理事会（5月23日開催）において改正を行った。

② 「反社会的勢力の排除に関する規則」の制定並びに反社会的勢力照会制度の創設及び「反社会的勢力照会制度の利用規約」の制定

本会では、第104回理事会決議「反社会的勢力の排除に係る取組みについて」（平成24年3月14日）により、会員等に対して実効性ある対応を求め、かつ、支援することにより、商品先物取引業界として反社会的勢力と断固として対決していく旨を宣言し、公表するとともに、会員代表者に対して現在の取組み状況を点検し、遺漏なく対応するよう要請するなどしてきた。

令和元年秋にFATF（金融活動作業部会）の第4次対日相互審査が予定されていることを踏まえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のための体制整備の一環として、商品デリバティブ取引及び商品先物市場から反社会的勢力に属する者を排除するため、会員が遵守すべき基本的な事項を定めた「反社会的勢力の排除に関する規則」の制定、顧客の反社会的勢力への該当性に係る照会制度の創設、この運用について定める「反社会的勢力照会制度の利用規約」の制定について、第73回自主規制委員会（12月12日開催）及び第74回自主規制委員会（1月18日書面開催）の審議を経て、第159回理事会（1月30日開催）において決定し、平成31年4月1日から施行した。

また、規則等の施行に当たり、2月26日に会員向けの説明会を開催した（会員34社55名）。

③ 商品先物取引業における経理処理の手引きの見直し

会員実務担当者向けの業務マニュアルとして作成した「商品先物取引業における経理処理の手引き」について、企業会計基準委員会より企業会計基準第28号「税効果会計に係る会計基準」の一部改正が公表されたことに伴い、流動資産の勘定科目「繰延税金資産」と流動負債の勘定科目「繰延税金負債」を削除する等の改正を行い、3月1日に会員に提供した。

(5) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営

商品取引事故の確認申請等に関する規則に基づき、商品取引事故の主務大臣への事故確認申請（様式第1号）、主務大臣への事後報告（様式第2号）及び本会への事後報告（様式第3号）について、当該報告に関する必要書類の添付状況等の点検を行った。本年度（平成30年4月解決分の5月報告から平成31年3月解決分の4月報告まで）は様式第1号が0件、様式第2号が67件、様式第3号が46件であった。

(6) 会員に対する監査等の実施状況

監査規則に基づき、会員のコンプライアンス水準のさらなる向上を図るため、勧誘段階のみならず取引段階における内部管理責任者制度の取組状況に関するモニタリング（監査）を平成29年度から開始し、本年度は8社に対して実施した。このうち7月以降の6社については、本会と保護基金の運営の効率化を図る観点から同時に監査を実施した。

また、同規則に基づき、対象会員22社から事業年度終了後に社内監査報告書の提出を受け、内容を調査した。

さらに、商品取引事故、苦情・紛争等を含めた各種の情報を本会内で共有し、必要に応じ

て会員に対してヒアリングや注意喚起を行った。

(7) 商品取引責任準備金の積立て、取崩し等の管理

商品取引責任準備金の積立て等に関する規則に基づき、毎月の準備金の積立て及び取崩し等の業務が適正に運営、管理されるよう指導を行った。

(8) 会員の企業情報の開示

会員の企業情報の開示に関する規則に基づき、会員の決算に合わせ年次開示資料を本会Webサイトに掲載した（3月決算は7月31日に16社、8月9日に14社、5月決算は10月16日に1社、9月決算は2月20日に1社）。

また、対象会員の取引開始基準については、商品先物取引業務に関する規則第18条第2項及び第3項に基づき、その変更に伴い、随時その提出を求め、本会Webサイトに掲載した。

なお、本会Webサイトにおける掲載期間を超え現在未掲載の年次開示資料等（平成29年3月期前や脱退会員等）について、弁護士等からの開示請求はなかった。

2. 苦情・紛争等の解決に係る事業

苦情、紛争等の解決に係る事業では、主として顧客等からの商品デリバティブ取引に係る問い合わせの応対、苦情処理及び紛争仲介に取り組むとともに、顧客等とのトラブルの未然防止に役立つ情報の発信に努めた。

(1) 相談（問い合わせ）の受付状況

① 問い合わせの受付件数

	本年度	昨年度
現会員等に関するもの	105	126
国内取引	(96)	(109)
外国取引	(0)	(0)
店頭取引	(9)	(17)
元会員等に関するもの	13	29
その他	81	116
合 計	199	271

※現会員等に関するもの：受付時に会員等であって名称が判明したもの

元会員等に関するもの：受付時に既に脱退した会員等で名称が判明したもの

その他：会員等名称が判明しないもの、商品デリバティブ取引に直接関係しないもの等

問い合わせの受付件数は199件であり、昨年度の271件と比べて72件（26.6%）減少した。その内訳は、現会員等に関するものが96件（52.8%）、元会員等に関するものが13件（6.5%）、その他が81件（40.7%）であった。

また、国内取引に関する問い合わせは96件（昨年度109件）、外国取引に関する問い合わせは昨年度に引き続き0件、店頭取引に関する問い合わせは9件（同17件）であった。

② 問い合わせの内容別件数

問い合わせの内容（件数の多い順）	本年度	昨年度
損金を取り戻せるか否かに関するもの	① 47 (23.6%)	① 39 (14.4%)
商品先物取引の仕組み・制度に関するもの	② 12 (6.0%)	② 19 (7.0%)
勧誘に関するもの	③ 9 (4.5%)	③ 17 (6.3%)
売買に関するもの	③ 9 (4.5%)	⑥ 10 (3.7%)
外国為替証拠金取引に関するもの	⑤ 8 (4.0%)	⑨ 5 (1.8%)
上記以外	114 (57.3%)	181 (66.8%)
合 計	199 (100.0%)	271 (100.0%)

※相談件数欄の丸数字は、当該年度の件数順位を示す。

内容別件数で最も多かったのは昨年度に引き続き「損金を取り戻せるか否かに関するもの」で、件数全体が減少する中で8件増加した。

(2) 苦情の受付及び処理の状況

① 苦情の受付件数

	本年度	昨年度
国内取引	7	7
外国取引	0	0
店頭取引	0	0
合 計	7	7

苦情の受付件数は7件であり、昨年度と同数であった。商品デリバティブ取引別でも、昨年度と同じくすべてが国内取引に関するものであった。

② 苦情の申出事由類型別状況

申出事由類型	本年度	昨年度
不当勧誘類型	5 (71.4%)	4 (57.1%)
一任売買類型	0 (0.0%)	1 (14.3%)
無断売買類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
過当売買類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
仕切回避類型	1 (14.3%)	2 (28.6%)
返還遅延類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
連絡不備類型	1 (14.3%)	0 (0.0%)
そ の 他	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合 計	7(100.0%)	7(100.0%)

※「申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

苦情7件を申出事由類型別にみると、不当勧誘類型が5件、仕切回避類型と連絡不備類型が各1件であった。

③ 苦情の処理状況

処理結果	本年度	昨年度
解 決	3 (42.9%)	3 (42.9%)
取下げ	0 (0.0%)	0 (0.0%)
打切り	4 (57.1%)	2 (28.6%)
処理中	0 (0.0%)	2 (28.6%)
合 計	7 (100.0%)	7 (100.0%)

苦情7件すべてが本年度内に苦情処理を終了した（解決3件、打切り4件）。なお、この打切り4件はすべて紛争仲介へ移行した。

(3) 紛争仲介の申出及び処理の状況

① 紛争仲介の申出件数

	本年度	昨年度
国内取引	11 (6)	11 (9)
外国取引	0 (0)	0 (0)
店頭取引	0 (0)	0 (0)
合 計	11 (6)	11 (9)

※ 括弧内の数字は、紛争仲介件数のうち、紛争仲介直接申出の件数を示す。

紛争仲介の申出件数は昨年度と同数の11件であり、すべてが国内取引によるものあった。申出方法は苦情からの移行が5件（本年度の苦情から4件、昨年度の苦情から1件）、直接申出が6件であった。

② 紛争仲介の申出事由類型別状況

申出事由類型	本年度		昨年度	
		うち、紛争仲介 直接申出件数		うち、紛争仲介 直接申出件数
不当勧誘類型	7 (63.6%)	4	9 (81.8%)	8
一任売買類型	0 (0.0%)	0	1 (9.1%)	0
無断売買類型	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
過当売買類型	1 (9.1%)	1	1 (9.1%)	1
仕切回避類型	2 (18.2%)	1	0 (0.0%)	0
返還遅延類型	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
連絡不備類型	1 (9.1%)	0	0 (0.0%)	0
そ の 他	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0
合 計	11 (100.0%)	6	11 (100.0%)	9

※ 「申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

紛争仲介の申出事由類型では、不当勧誘類型が11件中7件と全体の63.6%を占めた。

③ 紛争仲介の処理状況

処理結果	本年度		昨年度	
		うち、紛争仲介 直接申出件数		うち、紛争仲介 直接申出件数
解 決	4 (36.4%)	3	4 (36.4%)	3
取下げ	1 (9.1%)	0	0 (0.0%)	0
打切り	3 (27.3%)	2	4 (36.4%)	4
処理中	3 (27.3%)	1	3 (27.3%)	2
合 計	11 (100.0%)	6	11 (100.0%)	9

本年度に処理を終了したのは11件（昨年度処理中のもの3件を含む）で、解決6件、打切り4件、取下げ1件であった。

なお、この11件のうち、2件（いずれも昨年度処理中のもの）は調停案を作成し当事者双方に受諾勧告したもので、解決1件、打切り1件であった。

(4) 苦情と紛争仲介直接申出の状況

① 苦情等の受付件数

	本年度	昨年度
苦情	7	7
紛争仲介直接申出	6	9
合 計	13	16

※紛争仲介の申出には、苦情から紛争に移行したものと、苦情を経ずに直接申し出たものに分類される。

「苦情」と「紛争仲介直接申出」（以下「苦情等」という。）の合計件数は13件であり、昨年度の16件に比べ3件減少した。

これを商品デリバティブ取引別でみると、すべてが国内取引に関するものであった。

② 苦情等の申出事由類型別状況

申出事由類型	本年度	昨年度
不当勧誘類型	9 (69.2%)	12 (75.0%)
一任売買類型	0 (0.0%)	1 (6.3%)
無断売買類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
過当売買類型	1 (7.7%)	1 (6.3%)
仕切回避類型	2 (15.4%)	2 (12.5%)
返還遅延類型	0 (0.0%)	0 (0.0%)
連絡不備類型	1 (7.7%)	0 (0.0%)
そ の 他	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合 計	13 (100.0%)	16 (100.0%)

※「申出事由」の分類は、申出段階において申出人の主張した事由による。

苦情等の13件を申出事由類型別に分類すると、不当勧誘類型が9件で全体の7割ほどを占めた。

③ 苦情等申出人（13名）の属性及び申出の契機

申出人の属性や申出の契機等は次のとおりであった。

- ・性別は、男性が11名（84.6%）、女性が2名（15.4%）であった。
- ・商品デリバティブ取引の未経験者は11名（84.6%）で、その比率は昨年度（14名、87.5%）と同水準であった。
- ・年代別では、20歳代が1名（7.7%）、40歳代が3名（23.1%）、50歳代が4名（30.8%）、60歳代が5名（38.5%）であった。本年度は30歳代が皆無となったほか、70歳代以上が初めて皆無となった。
- ・職業別では、会社員と自営業が各4名（30.8%）、会社役員と無職が各2名（15.4%）、その他が1名（7.7%）であった。
- ・申出の契機別では、多い順に「インターネットを見て」が7名（53.8%）、「契約締結前交付書面等を見て」が2名（15.4%）、「弁護士からの紹介」が1名（7.7%）、「その他」が3名（23.1%）であった。「その他」のうち2名は証券・金融商品あっせん相談セン

ターからの紹介で本会を知ったものであった。

(5) 紛争仲介の円滑な運営

① あっせん・調停委員意見交換会の開催等

紛争仲介手続きの円滑化、業務の一層の質的向上を図るため、本年度は次のとおり地区別にあっせん・調停委員意見交換会を開催し、調停案事由書の取扱いなどについて意見交換を行った。また、あっせん・調停委員に平成29年度の相談等業務レポートと紛争仲介事例紹介を送付し、情報提供を行った。

12月 7日 関東地区（出席委員 9名）

12月10日 中部地区（出席委員 5名）

12月14日 関西地区（出席委員 5名）

② 利用者アンケートの実施

紛争仲介手続きを利用者に信頼される制度としていく上で参考とするため、本年度も引き続き利用者に対して「紛争仲介手続きに関するアンケート調査」を実施した。

(6) 主務大臣に対する報告

本会で取り扱った苦情については、省令第129条に基づいて「苦情処理状況報告書」を主務大臣に毎月提出するとともに、半期ごとに「苦情処理状況通知書」、「商品先物取引業者等別苦情受付処理件数表」及び「商品取引所別苦情受付件数表」を添付して提出した。

また、同じくあっせん・調停についても、省令第131条に基づいて主務大臣に「あっせん・調停処理状況報告書」を毎月提出した。

(7) 会員への情報提供

① 相談（問い合わせ）状況

相談の対象となった会員等に対して、四半期ごとの受付件数及び相談内容を通知した。また、相談の中からトラブルの未然防止の参考となる事例を会員に書面で周知した。

4月19日 平成29年度 1月から 3月受付分

7月25日 平成30年度 4月から 6月受付分

10月24日 平成30年度 7月から 9月受付分

1月24日 平成30年度10月から12月受付分

② 苦情処理状況等

苦情処理規則に基づき、会員に対して半期ごとの苦情の受付及び処理状況を書面（苦情処理状況通知）で周知した。

（当該期間に係わりのあった会員数）

4月11日 平成29年度 下半期（10月～ 3月）分 （ 5社）

10月16日 平成30年度 上半期（ 4月～ 9月）分 （ 4社）

③ 紛争処理結果

会員等の商品先物取引業務の改善等の参考となるよう、苦情処理規則及び紛争処理規程に基づき、苦情（2件）、紛争（11件）の申出内容及び処理結果並びに留意事項等について、「2017年度（平成29年度）紛争仲介事例紹介」として6月20日に会員専用ページに掲載した。

なお、本年度から苦情のうち未取引に係る苦情（2件）、紛争のうち不調（打切り）となったもの（5件）を収録した。

(8) 投資家等に対する情報提供等

① 相談、苦情及び紛争処理状況等の資料

本会が受け付けた相談、苦情及び紛争の処理状況について、毎月の集計を本会Webサイトに掲載した。

また、年間の相談、苦情及び紛争の処理状況を整理・分析した資料として「2017年度（平成29年度）相談等業務レポート」を作成し、本会Webサイトに掲載した。

② Webサイトによる相談等受付

平成25年度期中より、利用者の利便性向上を目的として本会Webサイト上で相談、苦情等の受付を行っている。本年度は7件（昨年度は8件）の申出があった。

(9) 消費者相談関係機関との情報交換等

次のとおり、消費者相談関係機関との情報交換等を行った。

	目的	訪問先
2月26日	情報交換	東京都消費生活総合センター
3月15日	情報交換	独立行政法人国民生活センター

3. 外務員登録・資格試験等に係る事業

商先法第206条第1項に基づき、主務大臣からの委任を受けて外務員の登録事務を行った。本年度は、新規登録者数が2,330名、登録更新者数が1,534名、登録抹消者数が2,506名であった。

外務員登録資格試験及び登録更新講習に係る事業では、会員等の利便性に寄与するため、平成24年度に導入したコンピュータ方式を引き続き円滑に実施した。

(1) 外務員の登録

本年3月末の登録者数は23,106名であり、前年同期の23,282名から176名の減少となった。

なお、従来から連続して統計を取っている国内取引に係る登録者数及び会員と提携している仲介業者の登録者数は表のとおりである。

[本年度外務員登録状況]

	合計	うち国内取引	うち仲介業者
新規登録者数	2,330	227	21
登録更新者数	1,534	167	6
登録抹消者数	2,506	347	32
年度末外務員数	23,106	1,771	156

(2) 外務員登録資格試験の実施

資格試験の延べ受験者数は406名であり、昨年度の479名より73名減少した。

[本年度外務員登録資格試験実施状況]

	受験者数	合格者数	合格率
4 月 度	59	45	76.3%
5 月 度	73	59	80.8%
6 月 度	45	27	60.0%
7 月 度	26	18	69.2%
8 月 度	25	18	72.0%
9 月 度	19	12	63.2%
10 月 度	24	17	70.8%
11 月 度	33	19	57.6%
12 月 度	27	11	40.7%
1 月 度	28	12	42.9%
2 月 度	27	14	51.9%
3 月 度	20	13	65.0%
計	406	265	65.3%

(3) 登録更新講習の実施

更新講習の受講者数は247名であり、修了者数も同じであった。そのうち、更新のための修了者は216名、再登録のための修了者は31名であった。

なお、昨年度と比較では、受講者数が158名、修了者数が157名、更新のための修了者が77名、再登録者のための修了者が80名とともに減少した。

[本年度更新講習実施状況]

	受講者数	修了者数	更新講習修了者の内訳	
			更新	再登録
4 月 度	32	32	29	3
5 月 度	15	15	14	1
6 月 度	10	10	6	4
7 月 度	15	15	14	1
8 月 度	9	9	7	2
9 月 度	17	17	11	6
10 月 度	23	23	17	6
11 月 度	23	23	20	3
12 月 度	7	7	6	1
1 月 度	23	23	21	2
2 月 度	18	18	17	1
3 月 度	55	55	54	1
計	247	247	216	31

(4) 外務員登録資格試験の内容等のあり方について

第28回外務員登録等資格委員会（平成29年4月21日開催）及び第29回外務員登録等資格委員会（同年12月27日開催）において審議した結果、学習方法の支援等を行うこととなり、資格試験の出題を含めて外務員登録資格試験のあり方について引き続き検討を行った。

4. 広報等に係る事業

(1) インターネットの活用

会員との情報伝達や、投資家、関係機関等に本会の事業をより幅広く周知するための重要な手段としてWebサイトを用いている。本年度における本会Webサイトの総訪問件数は170,576件であり、昨年度（161,236件）より9,340件増加した。

① 投資家向けコンテンツの充実

登録外務員数、問い合わせ・苦情等受付状況、店頭商品CFD取引の月次データ等、統計情報の更新を適時行った。

② 会報の作成

本会の活動内容を会員や投資家等にわかりやすく発信するため、会報（7月、10月、1月の3回）を作成し、本会Webサイトに掲載した。

③ 会員向け情報提供

会員専用ページにおいて、本会及び主務省等からの情報の周知を行った。また、業界内での自社の位置付けが分かる情報として、商品先物取引業に係る営業収益や規模別登録外務員数等の階層別データを作成し、掲載した。

④ 情報公開

本会は、特別の法律（商先法）により設立される法人であるため、「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準（平成18年8月15日閣議決定）」に則り、本会の定款、役員名簿、会員名簿、事業計画書、事業報告書、収支予算書、財務諸表等を事務所に備え付けるとともに、本会Webサイトに掲載した。

(2) 本会の認知度向上策

ロゴマークをWebサイト、封筒、名刺、資料の表紙等に利用し、パンフレットをTOCOMスクエアに備え置くなど認知度向上に努めた。

(3) 報道関係への対応

① 会長インタビュー

7月20日付のRTC/J-COM（時事通信社）にインタビュー記事「公正公平」が、「Merit 2018年秋号」（市場経済研究所）に「会員会社と相互に良い関係を」が掲載された。

② 一般紙等記者発表の開催

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブ等を対象に、理事会及び重要事項について記者発表を計4回開催した。

③ ニュースリリースの発行

在京商品取引所記者クラブ、業界専門紙誌記者クラブ等を対象とした協会広報としてニュースリリースを計32回発行した。